

金沢市立工業高等学校における授業料の減免に関する要綱の全部改正（案）の概要

第1 改正の趣旨

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部改正により減免の対象に入学料及び入学検定手数料を追加したことや、現行の授業料の減免に関する要綱の制定から相当の時間が経過したことを踏まえ、同条例第7条に規定する減免に関する要綱について、所要の改正を行うことを予定しています。

第2 改正の内容

1 授業料の減免対象の整理

①風水害、火災その他の災害により損害を受け、授業料の納入が困難である者

保護者等が、家屋の ア流出 イ全壊又は半壊 ウ全焼又は半焼 エ床上浸水のいずれかの被害を受けた者で、前年の所得金額が1,000万円以下であること

②その他やむを得ない理由により授業料の納入が困難である者

下記(1)～(7)のいずれかの世帯に属するもののうち、保護者等が、ア住民税非課税者 イ国民年金にかかる保険料納付の全額免除者 ウ児童扶養手当や就学援助の受給者 であるなどの要件を満たすこと

(1) ひとり親世帯、兄弟姉妹のみの世帯又は交通遺児等の世帯

(2) 両親又は両親のいずれか一方が労働能力を失い、若しくは減少している世帯

(3) 寝たきりの高齢者、心身障害児童等をかかえている世帯

(4) 主たる生計維持者が破産手続開始の決定を受けた世帯

(5) 主たる生計維持者が雇用保険を受給している世帯又は雇用保険受給者と同等の失業状態にある世帯

(6) 感染症の感染拡大の影響により家計が急変した世帯

(7) 上記に準ずる世帯であって、市長が特に授業料の納入が困難と認める世帯

③上記①又は②を満たしていても、減免の対象とならない者

(1) 生活保護法に基づく生業扶助を受けている者

(2) 児童福祉法に基づく特別育成費を受けている者

(3) 就学支援金の支給を受ける資格を有する者

2 入学料及び入学検定手数料の減免対象を規定

天災その他の非常災害に際し、災害救助法が適用された市区町村の区域に当該非常災害の発生の時に住所又は居所を有していた者のうち、市長が特に必要があると認めた場合

第3 施行期日

令和6年4月下旬（予定）